議案第190号

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。 令和2年11月25日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市道路占用料徴収条例(平成13年さいたま市条例第259号)の一部を 次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後											
別	表(第	3条関係)									
		⊢ ⊞ #/m [#-	占用料								
		占用物件	单	鱼位	金額						
	法第	[略]		[略	[略]						
	3 2	第2種電柱]		2, 700円						
	条第	第3種電柱			3,600円						
	1項 第1	[略]			[略] 2,500円						
	男 日 号に	第2種電話柱									
	ろに 掲げ	第3種電話柱			3, 400円						
	るエ	[略]			[略]						
	作物	[略]									
		地下に設ける変		[略	930円						
		圧器]								
		変圧塔その他こ	_	[略	3, 100円						
		れに類するもの]								
		及び公衆電話所			Г m 6+ ¬						
		[略]			[略]						
		広告塔	٦	[略	10,000						
		2014 D + D]	Гш⁄а	9 100円						
		その他のもの]	[略	3, 100円						
	法第	外径が0.07		[略	6 5 円						

別表(第3条関係)									
	上田畑仏	占用料							
	占用物件 	単	鱼位	金額					
法第	[略]		[略	[略]					
3 2	第2種電柱]		2,600円					
条第	第3種電柱			3,500円					
1項	[略]			[略]					
第1 号に	第2種電話柱			2, 400円					
掲げ	第3種電話柱			3,300円					
るエ	[略]			[略]					
作物	[略]								
	地下に設ける変		[略	890円					
	圧器]							
	変圧塔その他こ		[略	3,000円					
	れに類するもの]							
	及び公衆電話所			5767					
	[略]		F	[略]					
	広告塔		[略	8, 500円					
	7 0 14 0 1 0		ГтА	0.000					
	その他のもの	1	[略	3,000円					
法第	外径が0.07	_	[略	6 3 円					

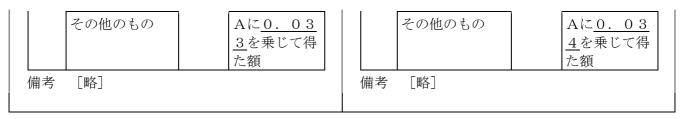
改正前

	メートル未満の				メートル未満の]		
1	もの 外径が 0.07	_	9 3 円	1	もの 外径が 0.07	1		89円
第2	1 7 7 3			第2	メートル以上0			
号に 掲げ	1 - 2 / / / / /				. 1メートル未満のもの			
る物	[略]	_	[略]	る物	[略]	1		 [略]
件	外径が0.15	-	190円	件	外径が0.15			180円
	メートル以上0				メートル以上0			
	. 2メートル未				. 2メートル未			
	満のもの 外径が 0.2メ	1	280円		満のもの 外径が 0.2メ	1		270円
	ートル以上0.		20011		ートル以上0.			27011
	3メートル未満				3メートル未満			
	のもの	_			のもの	-		
	外径が0.3メ -トル以上0.		370円		外径が 0.3メ ートル以上 0.			360円
	4メートル未満				4メートル未満			
	のもの				のもの			
	外径が0.4メ		650円		外径が 0. 4メ			630円
	ートル以上 0. 7メートル未満				ートル以上 0. 7メートル未満			
	のもの				のもの			
	外径が0.7メ		930円		外径が 0. 7メ			890円
	ートル以上1メ				ートル以上1メ			
	ートル未満のもの				ートル未満のもの			
	外径が1メート	-	1,900円		外径が1メート			1,800円
	ル以上のもの				ル以上のもの			
1	3 2 条第 1 項第 3		3, 100円		3 2 条第 1 項第 3	١	[略	3,000円
	び第4号に掲げる				び第4号に掲げる			
法第	[略]	<u>-</u>	[略]	法第	[略]	-		 [略]
3 2	上空に設ける通		5, 100円	3 2	上空に設ける通			4, 300円
条第				条第	路			
1項 第5			3,000円	1項第5	地下に設ける通	-		2,600円
号に	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		3, 00011	号に	路			2, 00011
掲げ		1		掲げ				
る施設	その他のもの		3, 100円	る施設	その他のもの			3,000円
法第		[略	100円	法第			[略	85円
3 2	他の催しに際し、]		3 2	他の催しに際し、]		
条第 1項					一時的に設けるもの			
第6	その他のもの	[略	1,000円	第6			Γm∕ >	0 = 0 = 0
号に			1,000円	号に	その他のもの		[略	850円
掲げる旅				掲げる旅				
る施				る施				

		m1:11:		t		設		- L. L. L.			
路施令		一時的に 設けるも の]	[略	1,000円	, 000円 道路 法施	看板(アーチ である	一時的に 設けるも の	l	[略	<u>850円</u>
昭 2 年		その他の もの]	[略	<u>10,000</u> <u>円</u>	(昭 和2 7年	ものを 除く。)	その他の もの]	[略	8, 500F
· 令 4	標識		7	[略	2,500円	政令 第4	標識		7	[略	2, 400F
9。下令とう。	旗ざお	祭日の催し、際時は、緑地に一般の]	[略	100円	79 号。 以下 「令 」と いう。	旗ざお	祭日の催し、際時は、際時は、	l	[略	<u>85</u> P
第 条		けるもの その他の もの]	[略	1,000円)第 7条		けるもの その他の もの]	[略	<u>850</u> P
सं≀ा।	第7条 第4号 に掲げ る工事	祭日の際 は、の に い に い に い に い こ に い こ い こ に い こ に い る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る も り る り る		[略	100円	第1 号に 掲げ る 件	幕第第4場工施	祭日の催し、 際時的に いにもの	l	[略	<u>85</u> P
	である ものを 除く。)	その他の もの]	[略	1,000円		である ものを 除く。)	その他の もの]	[略	<u>850</u> F
	アーチ]	[略	10,000		アーチ	車道を横 断するも の]	[略	<u>8,500F</u>
		その他の もの			5,100円			その他の もの			<u>4,300</u> F
	7条第2 作物	号に掲げ]	[略	3,100円	令第る工作		号に掲げ]	[略	3, 000F
第 [/] 施記		号に掲げ			Aに <u>0.03</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	令第る施設	. , . , , , ,	号に掲げ			Aに <u>0.03</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
Τ.Ξ	事用施設	号に掲げ 及び同条 る工事用]	[略	1,000円	る工具	事用施設	号に掲げ 及び同条 る工事用]	[略	<u>850F</u>
仮記		号に掲げ 及び同条 る施設			310円	る仮記		号に掲げ 及び同条 る施設			<u>300F</u>
第条8に	トンネルは高架の路面下	ルの上又]	[略	Aに <u>0. 01</u> <u>1</u> を乗じて得 た額	令第	トンネルは高架の路面下	ルの上又 の道路の (当該路 地下を除]	[略	Aに <u>0.01</u> <u>3</u> を乗じて得 た額

設					
道路		一時的に		[略	850円
法施行令	アーチである	設けるも の			
1	1	その他の		[略	8,500円
和 2	除く。	もの]	2. [
7年)			F == 4=	
政令 第4	標識		٦	[略	2, 400円
7 9	旗ざお	祭礼、縁		[略	8 5 円
号。	1354 C 140	日その他		Гып	0 0 1 1
以下		の催しに			
「令 」と		際し、一			
いう。		時的に設 けるもの			
)第		その他の		[略	850円
7条		もの]	LMH	3 3 3 1 1
第1 号に	幕(令	祭礼、縁		[略	<u>85円</u>
掲げ	第7条]		
る物	第4号 に掲げ	の催しに際し、一			
件	る工事	時的に設			
		けるもの			
	である	その他の		[略	850円
	ものを 除く。	もの]		
	アーチ	車道を横		[略	8,500円
		断するも]		
		<i>の</i>			
		その他の			4, 300円
会 第	 7 条笠 9	もの 号に掲げ		[略	3,000円
る工作		夕(二张)()]	L HAT	3, 000
<u> </u>		号に掲げ	_		A120.03
る施詞	設				<u>4</u> を乗じて得
A 6060	- 2 2	D >= {B > 19		- Fm4+	た額
		号に掲げ 及び同条]	[略	850円
_		る工事用	١		
材料		- / .•			
		号に掲げ			300円
		及び同条			
_	号に掲げ	る施設 ルの上又		□☆	A 77 O O 1
1		ルの上又 の道路の]	[略	Aに <u>0.01</u> 3を乗じて得
		(当該路			<u>o</u> た額
号に	面下の対	地下を除			

掲げる施設	く。)に設ける もの 上空に設けるも の [略] その他のもの		Aに <u>0.02</u> <u>3</u> を乗じて得 た額 [略] Aに <u>0.03</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	掲げる設	く。) に設ける もの 上空に設けるも の [略] その他のもの	-	Aに <u>0.02</u> <u>4</u> を乗じて得 た額 [略] Aに <u>0.03</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
令第 7 第 9 に 1	建築物	[略	Aに <u>0.01</u> <u>1</u> を乗じて得 た額 Aに0.00	令 7 第 9 に 1	建築物	[略]	Aに <u>0.01</u> <u>3</u> を乗じて得 た額 Aに <u>0.00</u>
掲げ る施 設			<u>8</u> を乗じて得 た額	掲げ る施 設			<u>9</u> を乗じて得 た額
令 7 第 9 1 9 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1 8 1	建築物		Aに <u>0.02</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	令7第0に第条1号掲	建築物		Aに <u>0.02</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
が施及自車車 事事場	その他のもの		Aに <u>0.00</u> <u>8</u> を乗じて得 た額	げ施及自車車る設び動駐場	その他のもの		Aに <u>0.00</u> <u>9</u> を乗じて得 た額
7条 第1 1号	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの		Aに <u>0.01</u> <u>1</u> を乗じて得 た額	7条 第1 1号	トンネルの上又 は高架の道路の 路面下に設ける もの		Aに <u>0.01</u> <u>3</u> を乗じて得 た額
に掲げるに急	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	に掲る記	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
仮設 建築 物	その他のもの		Aに <u>0.03</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	仮設 建築 物	その他のもの		Aに <u>0.03</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
令第 ′	7条第12号に掲 器具		Aに <u>0.03</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	令第 ⁷ げる器	7条第12号に掲 器具		Aに <u>0.03</u> <u>4</u> を乗じて得 た額
第1 3号 に掲	トンネルの上又は自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> <u>1</u> を乗じて得 た額	7 第 3 に げ	トンネルの上又 は自動車専用道 路(高架のもの に限る。)の路 面下に設けるも の		Aに <u>0.01</u> <u>3</u> を乗じて得 た額
施設	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> <u>3</u> を乗じて得 た額	施設	上空に設けるもの		Aに <u>0.02</u> <u>4</u> を乗じて得 た額



附則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市道路占用料徴収条例別表の規定は、この条例 の施行の日(以下「施行日」という。)以後の占用に係る占用料について適用し、 同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前に開始し、施行日以後に終了する占用であって、占用期間が1年未満であるものに係る占用料については、なお従前の例による。